令和8年11月11日

豊島区長記者会見

豊島区
TOSHIMA CITY

発表項目

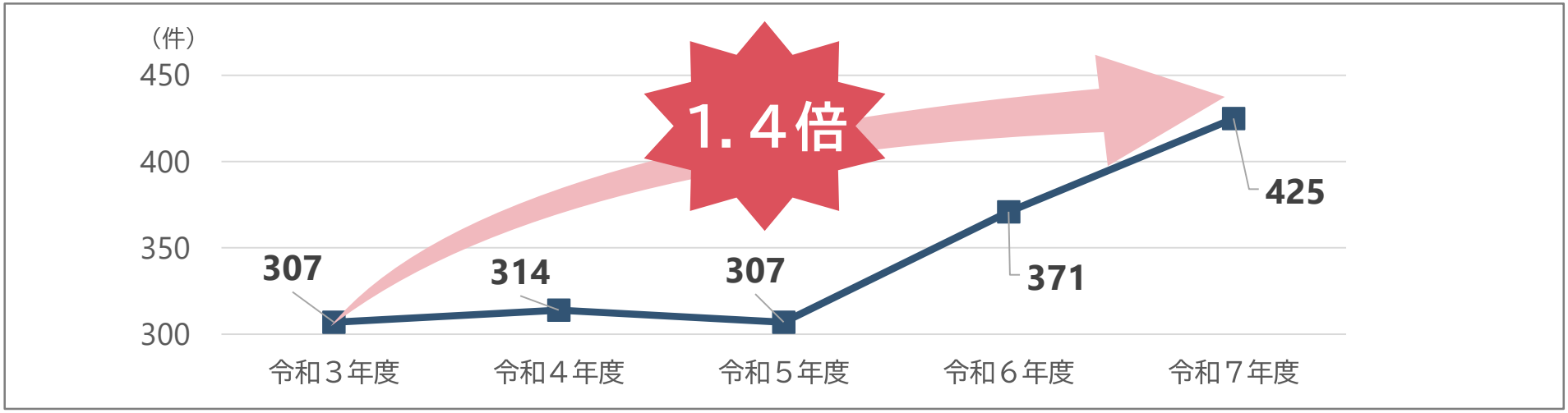
1. 安全・安心な生活環境の確保
 (1)路上喫煙及びポイ捨ての抑制
 (2)路上での客引き対策
2. 物価高騰に対する経営支援
 (1)マル経融資利子補給事業の開始
 (2)地域医療体制確保緊急支援金の交付
3. 子ども・若者への支援
 (1)私立小中学校等に通う子どもへの給食費相当額補助
 (2)豊島区大学等進学応援金の創設
4. 空家等対策計画の改定

1 安全・安心な生活環境の確保

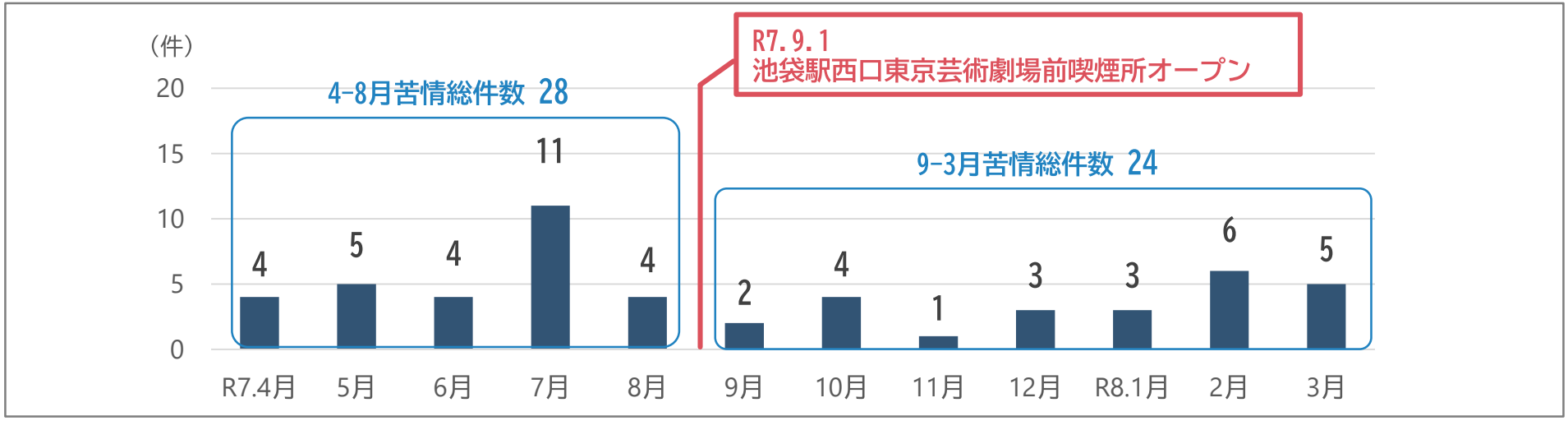
（１）路上喫煙及びポイ捨ての抑制
（２）路上での客引き対策

１．安全・安心な生活環境の確保－（１）路上喫煙及びポイ捨ての抑制

路上喫煙・ポイ捨て等に関するご意見・苦情件数（直近５年間の推移）



公衆喫煙所設置前後の池袋西口の苦情件数比較（令和７年度）



▶「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」の見直しへ

1. 安全・安心な生活環境の確保－（1）路上喫煙及びポイ捨ての抑制

豊島区 TOSHIMA CITY

パブリックコメントを経て、第1回区議会定例会に条例改正案を上程予定

路上喫煙とポイ捨て防止に新規過料
区民の健康維持とまちの魅力の向上を目指す

「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」改正予定

違反行為に対し過料を賦課

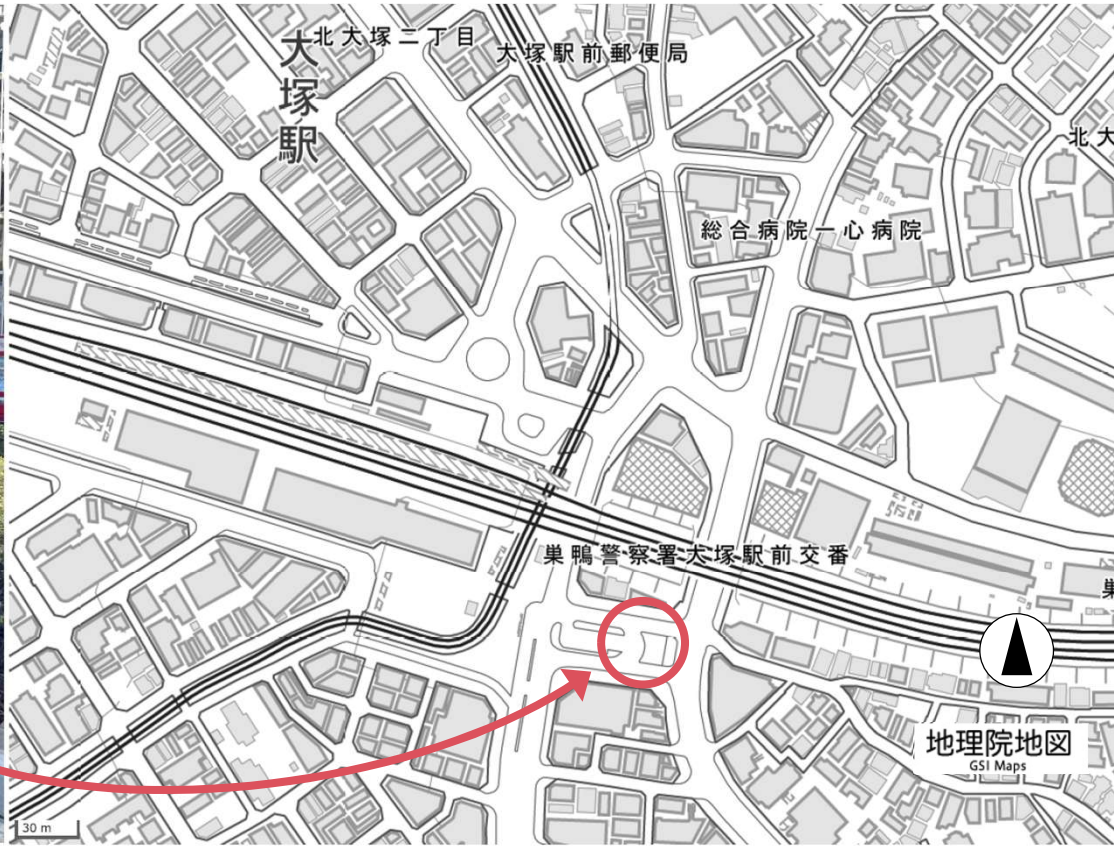
※施行日：令和９年４月１日 ／ 過料徴収開始日：令和９年７月１日
対象区域：池袋駅周辺、大塚駅周辺

主な内容

	現行	改正案
路上喫煙	・火のついたたばこの喫煙を禁止 ・罰則なし	・禁止事項に**加熱式たばこを追加** ・**2万円以下の過料**
ポイ捨て	・散乱性の高いごみのポイ捨てを禁止 空き缶、たばこの吸い殻、 缶・ビン・ペットボトル、弁当の空き容器 ・2万円以下の罰金	・禁止事項に以下を追加 **スーツケース、ストロー、割りばし** ・**2万円以下の過料**

１０月３０日　大塚駅南口喫煙所がオープン





出典：国土地理院ウェブサイト
（https://maps.gsi.go.jp/#18/35.731812/139.728944/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0）

設置場所　豊島区南大塚２丁目４５番

仕様　屋外開放型（パーテーション型）
喫煙所面積：11.25㎡

吸う人も吸わない人も
安心して歩ける環境を実現



禁煙したい方への支援 ～健康を守るその他の取組み～

禁煙外来治療費助成事業

指定医療機関で禁煙治療を完了した方に対して、治療費を助成しています

対象者	助成額(一律)
妊婦、妊婦や18歳未満の子どもと同居する方	２万円
その他喫煙者	５千円



たばこに関連する健康相談や講演会

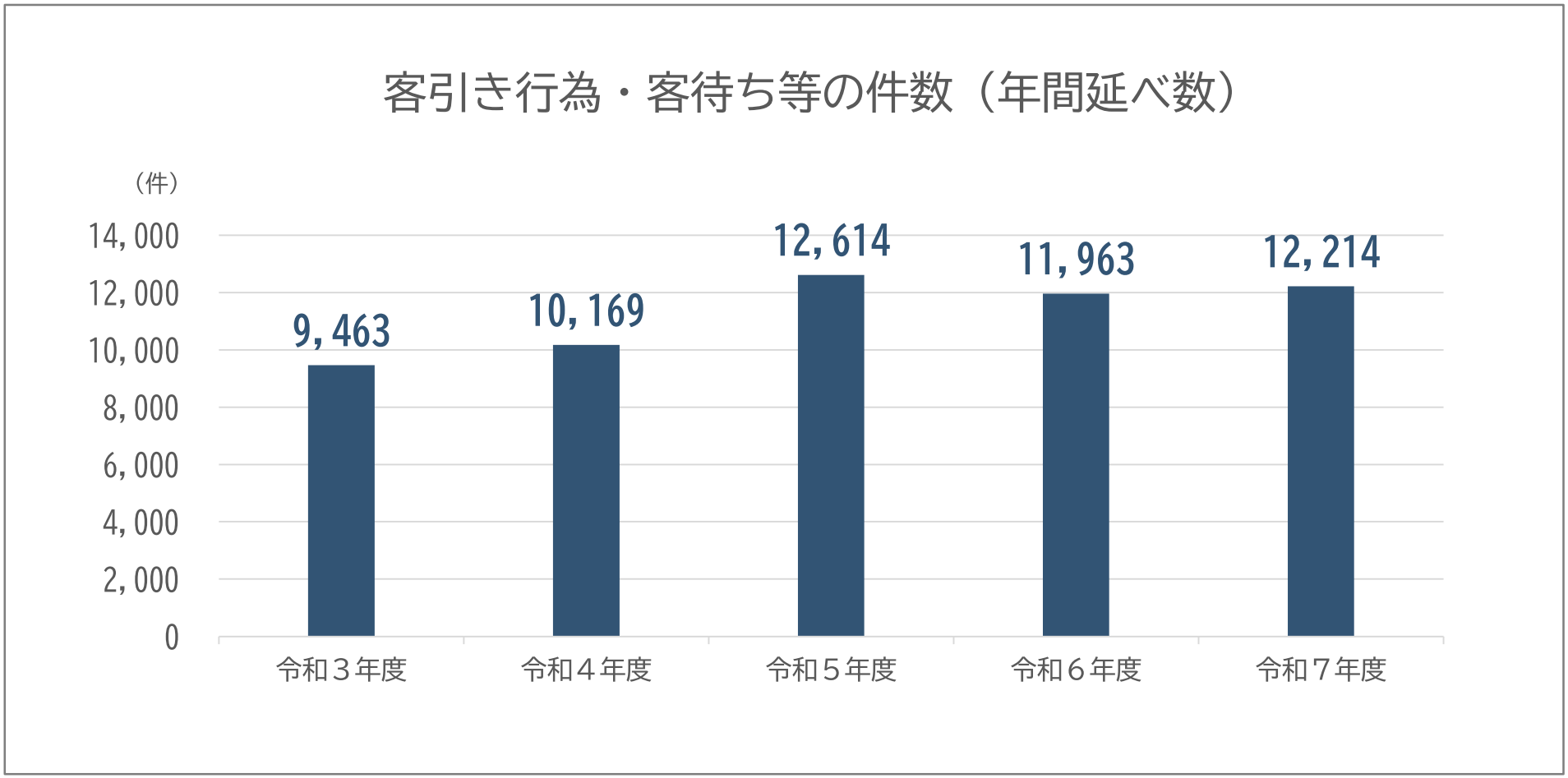
保健所では、たばこの健康への影響や禁煙の大切さを知っていただけるよう、各取組みをしています

取組	内容
健康相談	保健師に禁煙相談できます
健康やCOPD※に関する講演会	たばこの影響や禁煙の大切さを学べます
肺年齢測定会	希望者は、保健師による健康相談も受けられます

※COPD：慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease）
主に、たばこの煙を長期間吸い込むことで肺に炎症が起こり、呼吸がしにくくなる病気

１．安全・安心な生活環境の確保－（２）路上での客引き対策

区内繁華街の客引き状況推移（直近５年間）



- 「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」の見直しへ

1. 安全・安心な生活環境の確保－（2）路上での客引き対策

パブリックコメントを経て、第1回区議会定例会に条例改正案を上程予定

規制強化で悪質な客引きを防止
誰もが安心して過ごせるまちへ

「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」改正予定　規制の幅を拡大

※施行日：令和９年４月１日

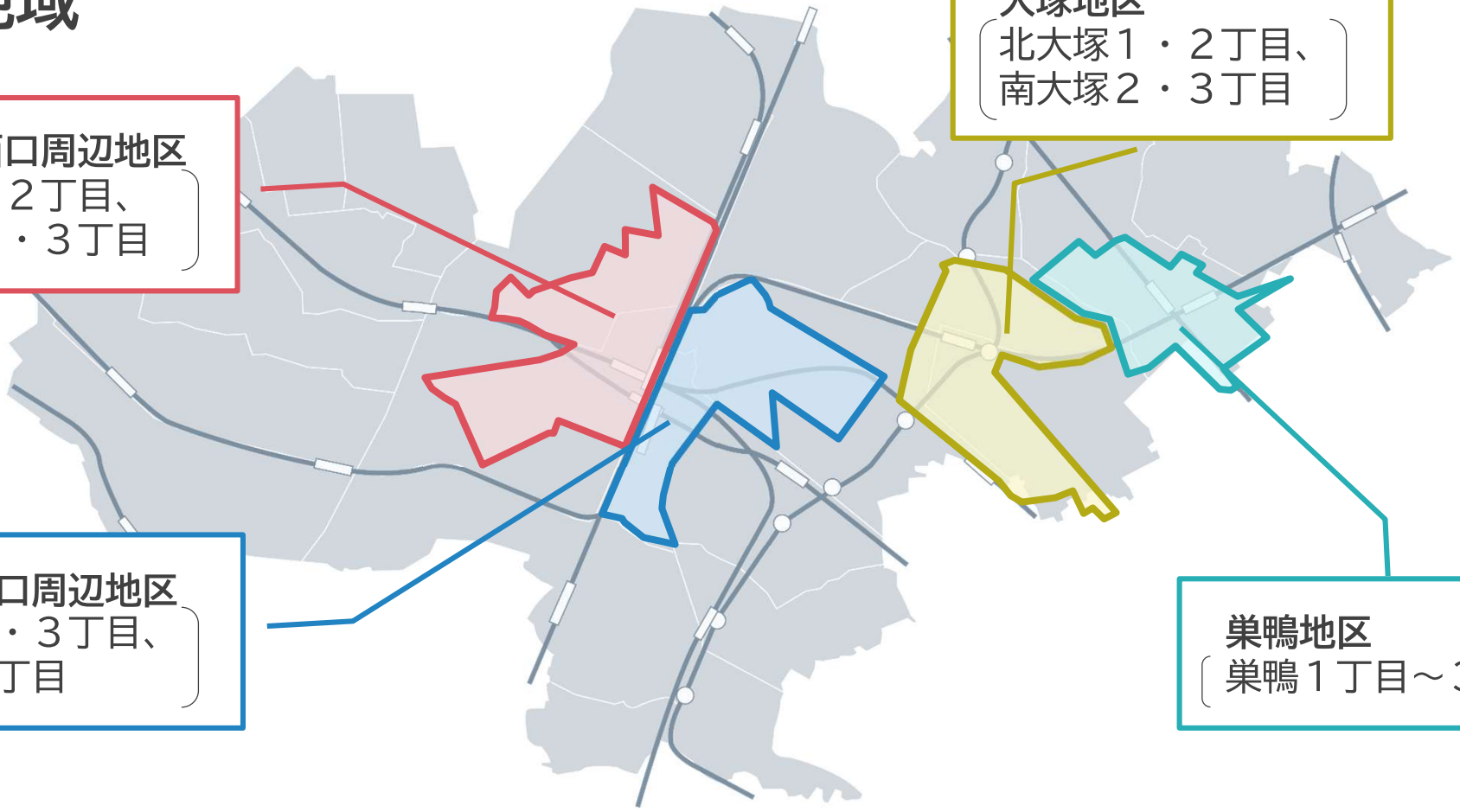
主な内容

	現行	改正案
禁止行為の強化	客引きを行う目的で客待ちをすること	営業の情報を表示したパネル等を提示する等の行為（禁止行為）
適用業態の追加	店舗型性風俗特殊営業、酒類提供営業、カラオケ	コンセプトカフェ等を追加
質問・調査権を強化	行為者への質問、文書の提示や協力の要求	店舗への立入り、資料提供、報告義務などを追加
過料手続の厳格化	①指導　②警告　③勧告 ④過料（1万円～5万円）	①指導　②勧告　③過料（5万円） 警告の規定を削除し、3回目で過料を科すことが可能に

1. 安全・安心な生活環境の確保－（2）路上での客引き対策

豊島区 TOSHIMA CITY

対象地域



池袋駅西口周辺地区
池袋１・２丁目、
西池袋１・３丁目

大塚地区
北大塚１・２丁目、
南大塚２・３丁目

池袋駅東口周辺地区
東池袋１・３丁目、
南池袋１丁目

巣鴨地区
巣鴨１丁目～３丁目

地域の方々と取組むマナー啓発＋条例改正による規制強化で
「住みたい、訪れたいまちの」実現へ

2 物価高騰に対する経営支援

（１）マル経融資利子補給事業の開始
（２）地域医療体制確保緊急支援金の交付

2．物価高騰に対する経営支援－（1）マル経融資利子補給事業の開始

豊島区 TOSHIMA CITY

補正予算　令和８年度補正予算案に周知経費を計上し、補給経費は令和９年度当初予算案に計上予定

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給で事業者の経営基盤強化を支援

内容	マル経融資を利用する小規模事業者に対し、利子の一部補給を開始することで、資金繰りと経営安定化を支援する
対象	豊島区内に本店登記地と主たる事業所を有し、 **令和9年1月以降**にマル経融資の融資実行を受けた小規模事業者
補助内容	事業者が支払った利子の**30%**を、融資実行後最大**36か月分**補給

マル経融資とは…

東京商工会議所と日本政策金融公庫が連携して行う、
無担保・無保証人・低利の公的融資制度。
東京商工会議所相談員の経営指導による伴走支援も実施し、
小規模事業者の経営基盤強化を促す。

資金繰りと経営安定化を支援

2．物価高騰に対する経営支援－（2）地域医療体制確保緊急支援金の交付

豊島区 TOSHIMA CITY

補正予算　区独自

物価高騰の影響が大きい病院を緊急支援
区内病院に対し支援金を交付

経緯等	• 物価高騰に診療報酬の改定が追い付かず、日々の経営が困難な状況が顕在化 • 確実に地域医療体制を確保するため、本区独自の「地域医療体制確保緊急支援金」を交付する
補助額	**入院患者1人・1日あたり250円** 東京都の「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業」と併用可（入院患者1人・1日あたり500円）
対象	**区内10病院** ※20床以上の病床を有する医療機関を指し、本事業では都立大塚病院を除く

区民が安心して医療を受けられる地域医療体制を確保

3

子ども・若者への支援

（１）私立小中学校等に通う子どもへの
給食費相当額補助

（２）豊島区大学等進学応援金の創設

3. 子ども・若者への支援－(1)私立小中学校等に通う子どもへの給食費相当額補助

豊島区 TOSHIMA CITY

補正予算　令和８年度補正予算案に準備経費を計上し、支給経費は令和９年度当初予算案に計上予定

進学先にかかわらず、子育て世帯を等しく支える 私立小中学校等に通う子どもへの給食費相当額補助

豊島区の「子どもの食支援」のあゆみ

令和５年度
区立小中学校の給食費無償化



令和７年度
適応指導教室(柚子の木教室)での昼食提供



令和８年度
長期休業中の子育て世帯への食の支援

令和９年度（予定）
私立小中学校等に通う子どもへの給食費相当額補助

対象 約3,000人

すべての子育て世帯へ
子どもの健やかな育ちに不可欠な“食”支援を実施



3．子ども・若者への支援－（2）豊島区大学等進学応援金の創設

区独自

夢や希望に向かい挑戦する子ども・若者たちを応援
「豊島区大学等進学応援金」を創設

対象	下記の全てに該当する方 ・令和9年度に進学を予定している30歳未満の方 ※高校卒業予定者・高校卒業と同程度の資格を有する方も対象 ・豊島区に1年以上居住 ・令和8年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税の世帯 ・大学、短期大学、高等学校卒業程度の資格を入学要件とする専修学校・各種学校へ入学が確定している方 （いずれも1年以上の修学課程）
補助内容	① 「貸付」型ではなく、**原則返済不要の「給付型」** ② 対象者に**一律40万円**を支給



子ども・若者の夢や希望を、地域全体で応援

4 空家等対策計画の改定

４．空家等対策計画の改定

豊島区 TOSHIMA CITY

１０年ぶりに「空家等実態調査」を実施！！

現地調査：7月15日～9月30日 ／ アンケート調査：10月10日～10月30日



対象建物　戸建て住宅、長屋、
　　小規模な共同住宅（２階以下かつ１４戸以下）
対象棟数　２８，１２３棟

調査フロー

① 空き家判定



外観目視により空き家かどうか判定（長屋と小規模な共同住宅は１棟全て空室となっている場合に空き家と判定）

② 管理不全度調査



空き家と思われる建物については、管理状況、建物の老朽度等を調査し、4段階でランク付け

③ アンケート調査



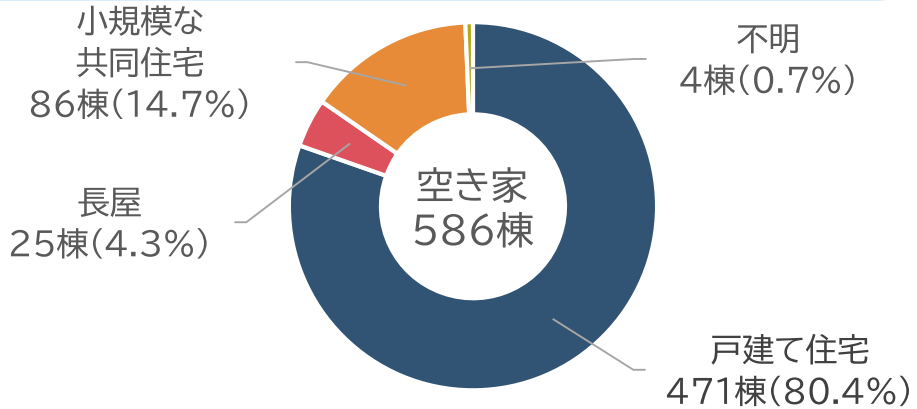
所有者に対し、建物の利用状況や管理状況、利活用に関する意向、お困りごとを伺うアンケートを実施

４．空家等対策計画の改定

豊島区 TOSHIMA CITY

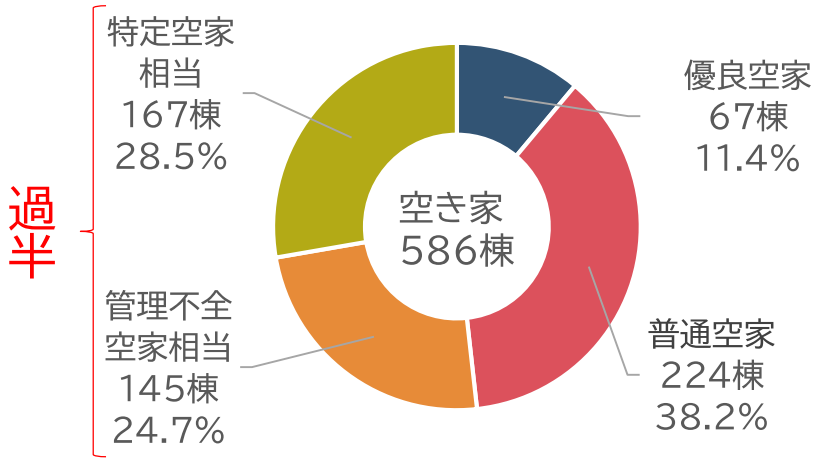
調査結果

空き家の内訳

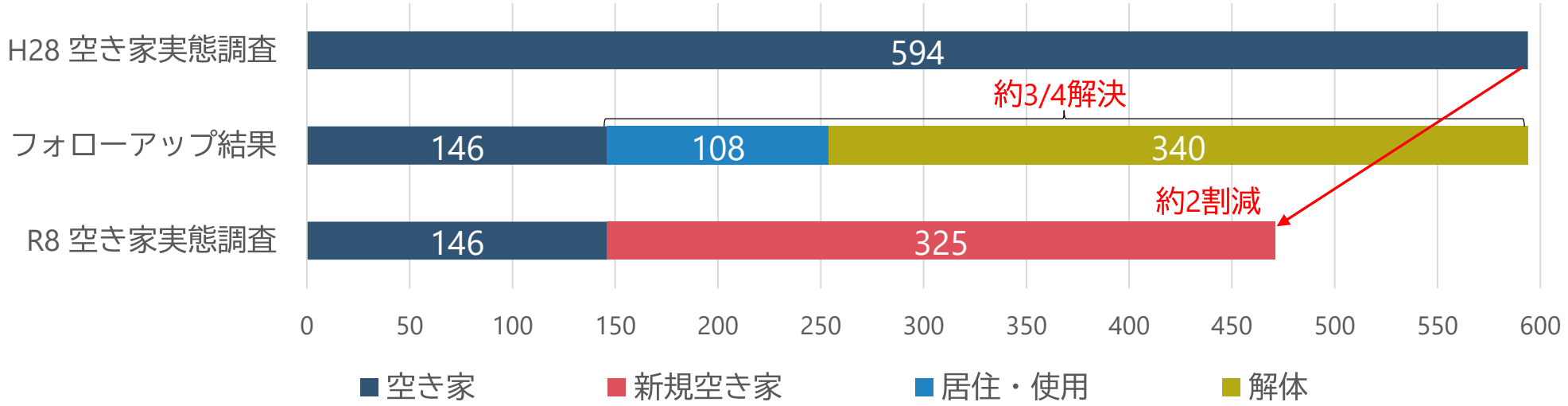


※令和8年9月30日時点での速報値

管理不全度別の内訳



戸建て住宅の空き家数の推移



４．空家等対策計画の改定

豊島区 TOSHIMA CITY

都市のリスク低減とまちの魅力アップを両立
空家等対策計画を令和９年３月末に改定

空家等対策計画 改定コンセプト（案）

① 発生させない	② まちに還す	③ 放置させない	④ 危険を残さない
発生予防	流通・活用	適切な管理	除却促進

地域特性に応じた施策展開

地域の実態に応じて発生予防・流通活用を重点化し、管理不全空家・特定空家には区内全域で対応

一体的に切れ目なく進める総合的な空き家対策へ

質疑応答

豊島区
TOSHIMA CITY

